

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																								
<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 775 1104 991"> <tr> <td rowspan="2">傷病補償年金</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 1230 1104 1362"> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	傷病補償年金	省略		障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		省略			省略			省略		障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86			省略		<p>第1条～第24条 省略 付 則 第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 775 2076 991"> <tr> <td rowspan="2">傷病補償年金</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1230 2076 1362"> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	傷病補償年金	省略		障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88		省略			省略			省略		障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88			省略	
傷病補償年金		省略																																							
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																																							
	省略																																								
	省略																																								
	省略																																								
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																																								
	省略																																								
傷病補償年金	省略																																								
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88																																							
	省略																																								
	省略																																								
	省略																																								
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88																																								
	省略																																								